



2026年6月23日

各 位

会社名 株式会社マイネット
住 所 東京都港区北青山二丁目11番3号
代表者名 代表取締役社長 岩城 農
(コード：3928)
問合せ先 取締役副社長 西村 拓也
(TEL：03-6864-4261)

**株式会社 Zero Gaming との資本業務提携、
第三者割当増資による新株式の発行に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社 Zero Gaming（以下「ZG社」といいます。）との間で、資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこと、及び、第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）により ZG社に割り当てることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは「Make COLOR - 毎日に感動を -」をミッションとして掲げ、ゲームを通じて人々の日常生活に色彩と感動をもたらすエンターテインメント企業です。当社は、スポーツコンテンツ領域を次なる成長の柱と位置づけ、デジタル技術を活用した新たなファンエンゲージメントの創出に注力しており、特に「ファンタジースポーツ」事業を中心に展開してまいりました（注：「ファンタジースポーツ」とは、実在するスポーツ選手を使った仮想のチームを作り、現実の試合における選手の成績をポイント化して、総合ポイント等を競うゲームを意味します。）。具体的には、これまでに一般社団法人日本野球機構（NPB）との取り組みにより「プロ野球#LIVE」、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグとの取り組みにより「B. LEAGUE#LIVE」の開発・運営を行ってまいりました。

一方、ZG社の代表取締役であるサドラー・ディーン・アンドリュース氏（以下「サドラー氏」といいます。）は、本邦の大学卒業後に、東芝ラグビー部（現・東芝ブレイブルーパス東京）に所属し選手として活躍された後、スポーツコンテンツを提供する「DAZN」の運営会社であるDAZN Japan Investment合同会社（以下「DAZN Japan」といいます。）のアカ

ラントディレクターや、Jリーグに所属・加盟するプロサッカーチーム「北海道コンサドーレ札幌」の運営会社である株式会社コンサドーレの取締役を歴任するなど、長年にわたりスポーツビジネス界において広範かつ強固なネットワークを構築しており、同業界の商慣習や構造に精通した深い知見を有しております。

当社代表取締役社長である岩城農（以下「岩城代表取締役」といいます。）は、2016年頃に、サドラー氏と知り合いました（サドラー氏は、当時、DAZN Japanのディレクターとして日本市場のスポーツ放映権ビジネスを主導されておりました。）。その後、当社がスポーツコンテンツ領域（特に「ファンタジースポーツ」事業）を次なる成長の柱と位置付ける中で、岩城代表取締役が、個人的な伝手のあるサドラー氏に対し、同氏のスポーツビジネスに関する深い知見を頼りにして、スポーツコンテンツ領域に関する助言を求める中で、当社として、同氏に当社のスポーツコンテンツ領域にコミットしていただくことが望ましいとの考えに至り、同氏が代表取締役を務めるZG社と協業することについて、検討が開始されました。

当社は、ZG社との協業を検討する中で、サドラー氏が有する国内プロスポーツ関係者や国内外のステークホルダーとの関係性は当社の推進する「ファンタジースポーツ」事業の市場優位性を確立する上で極めて重要な役割を果たすものと考え、ZG社との間で資本提携を伴う業務提携を行うことが、当社グループのスポーツコンテンツ領域の成長を最大化させ、ひいては中長期的な企業価値向上及び既存株主の皆様の利益に資するものと判断し、本資本業務提携及び本第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

2. 本資本業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、本資本業務提携の一環として、本第三者割当増資により、ZG社に対し、当社普通株式について、(i)871,033株、又は(ii)300,000,000円を、本第三者割当増資の1株当たりの発行価格（以下「本件発行価額」といいます。本件発行価額の決定方法及び算定根拠は、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」のとおりです。）で除した数（1株未満切り捨て）のいずれか少ない数を割り当てます（本株式の数を(i)又は(ii)のいずれか少ない数とする理由等については、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 1. 募集の概要 ※1」のとおりです。）。

以上のとおり、ZG社への本株式の発行数は、本日現時点で確定されておりませんが、その上限は(i)871,033株となります。この場合、本第三者割当増資後にZG社が所有することになる当社普通株式の、本第三者割当増資における発行済株式総数（但し、自己株式を除きます。）に対する割合は9.24%となり、議決権割合は9.24%となります。

(2) 業務提携の内容

当社及びZG社は、本資本業務提携において、ZG社が有するグローバルなスポーツ業界における広範なネットワーク及びビジネス知見と、当社が有するデータプラットフォーム運営ノウハウを融合させることにより、スポーツコンテンツ領域における国内No. 1の地位を確立し、持続的な企業価値の向上を図ることを目的とし、以下の業務（以下「本提携業務」といいます。）において相互に協力する予定です。

- ①マーケティング及びプロモーション支援
- ②国内外の有力なスポーツ IP（知的財産）の獲得に関する交渉及び仲介
- ③スポーツビジネスに関する戦略的アドバイス及び海外成功事例の共有
- ④その他、当事者間で協議の上で決定した事項

3. 本資本業務提携の相手先の概要等

(1) 名 称	株式会社 Zero Gaming		
(2) 所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K-TOWER 4階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 サドラー・ディーン・アンドリュース		
(4) 事 業 内 容	ゲームソフトウェアを含むデジタルコンテンツの企画、開発、デザイン、翻訳、販売、輸出入及び仲介等		
(5) 資 本 金	10,000,000 円		
(6) 設 立 年 月 日	2023 年 2 月 21 日		
(7) 大株主及び持株比率	サドラー・ディーン・アンドリュース 100%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
連 結 純 資 産	10,000,075 円	10,004,267 円	10,022,017 円
連 結 総 資 産	10,000,075 円	10,004,267 円	10,022,017 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	10,000.08 円	10,004.27 円	10,022.02 円
連 結 売 上 高	0 円	0 円	0 円
連 結 営 業 利 益	0 円	4,945 円	21,664 円
連 結 経 常 利 益	86 円	4,945 円	21,664 円
親会社株主に帰属する当期純利益	75 円	4,192 円	17,750 円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	0.075 円	4.19 円	17.75 円
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

(注) ZG 社は 2023 年 2 月の設立以降、次世代スポーツコンテンツ市場への参入に向けた基盤整備及び特定のプロジェクト（前述のゲームプラットフォーム連携等）のローンチに向けた先行投資・準備期間にあるため、売上高は計上されておりません。

4. 本資本業務提携の日程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	2026 年 6 月 23 日
(2) 本資本業務提携契約の締結日	2026 年 6 月 23 日

(3) 本資本業務提携の開始日	2026年7月13日
-----------------	------------

5. 今後の見通し

本資本業務提携が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。今後公表すべき事項が生じた際には速やかにお知らせいたします。

6. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

(1) 合意の内容

① 企業・株主間のガバナンスに関する合意

当社とZG社との間で締結する資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）において、以下のとおり、企業・株主間のガバナンスに関する合意をしております。

(a) 取締役指名権

当社は、ZG社との間で、本第三者割当増資が有効かつ適切に効力を生じたことを条件として、本資本業務提携契約の締結後最初に開催される当社の定時株主総会（現時点で2027年3月開催予定の定時株主総会）において、ZG社の代表取締役であるサドラー氏を、監査等委員でない取締役に選任する旨の議案を上程する旨を合意しております。

また、当社は、ZG社との間で、本第三者割当増資が有効かつ適切に効力を生じたことを条件として、任期満了に伴う監査等委員でない取締役の選任を目的事項とする株主総会（現時点では、2027年3月開催予定の定時株主総会の終結以後に開催されるものを意味します。）において、当該株主総会の基準日時点でZG社が保有する当社の発行済普通株式数が上位3位以内（当社の保有する自己株式を除きます。）である場合には、サドラー氏を当該選任議案の候補者に含める旨を合意しております。

(b) 議決権行使制限条項

当社は、ZG社との間で、本第三者割当増資が有効かつ適切に効力を生じたことを条件として、ZG社が、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から本払込期日より2年間が経過する日の属する当社の事業年度に係る定時株主総会が終結する時までの間に当社の求めがあった場合、当社の株主総会に際して、当社代表取締役を代理人とする当社の合理的に満足する内容の委任状を提出する旨を合意しております（但し、ZG社の事前の同意なき大幅な希薄化を伴う新株発行を行うこと、ZG社の保有する当社株式に係る権利内容をZG社に著しく不利に変更することなど（これらに限りません。）、ZG社の経済的利益又はZG社の保有する

当社株式の価値を直接的かつ不当に毀損させる議案については、この限りでございませぬ。)

②株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意

本資本業務提携契約において、以下のとおり、株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意をしております。

(a) 保有株式の処分に関する合意

当社は、ZG 社との間で、本第三者割当増資が有効かつ適切に効力を生じたことを条件として、ZG 社が、本払込期日から、本払込期日より 2 年間に経過する日の属する当社の事業年度に係る定時株主総会が終結する時までの間（以下「継続保有期間」といいます。）、その保有する当社普通株式（本第三者割当増資により発行される本株式を含みます。）の全部又は一部を原則として継続保有する旨を合意しております。

加えて、以下の(i)～(iii)の事項が合意されております。

(i) ZG 社は、ZG 社が保有する当社発行済普通株式について譲渡・担保設定その他の処分（以下「処分等」といいます。）をしようとする場合には、以下の手続を経るものとされております。

①ZG 社は、継続保有期間内において処分等をする場合、又は継続保有期間経過後において市場取引（ToSTNeT-1 及び ToSTNeT-2 での取引を除きます。以下（a）において同じです。）以外の方法により処分等をする場合には、事前に当社に通知し（但し、売却しようとする場合には、当該売却希望時期の 2 ヶ月前までに当社に通知することを要します。また、当社以外の第三者に処分等をする場合、当該処分等の相手方が反社会的勢力等ではないことを合理的な調査手法により確認し、その確認結果を当社に書面により通知することも要します。

②ZG 社は、①の通知を行った上で、その処分等の時期や処分等の相手方について、当社の書面による承諾を要します。但し、ZG 社が継続保有期間の経過後において市場取引の方法により、当社株式を売却する場合には、①の通知及び前記に基づく当社の書面による承諾を要しません。

(ii) ZG 社が(i)②の規定に基づき当社の書面による承諾を得て当社株式を売却する場合、当社又は当社が指定する第三者は、その売却の相手先として当社株式を優先的に取得する権利を有するものとされております。なお、当社が当該権利を行使する場合の取得価格その他の条件は、原則として ZG 社が(i)①に基づき通知した売却希望条件と同等とするものとされております。

(iii) また、ZG 社が継続保有期間の経過後に市場取引の方法により当社株式を売

却する場合、1日あたりの売却量は出来高の10%を超えないものとし、具体的な売却時期及び方法について、事前にZG社と当社間で誠実に協議することを合意しております。

(b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意

ZG社は、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、市場内外を問わず、直接又は間接に、当社の普通株式871,033株（但し、(i)当社がその普通株式について株式併合又は株式分割（株式無償割当を含みます。以下同じです。）を行う場合には、当該株式併合又は株式分割の比率に応じて調整され、(ii)当社が株式等の発行を行う場合には、当該株式等の発行前における発行済普通株式総数の10%（1株未満切り捨て）とします。）を超えて所有することとなる当社の株式等を追加で取得してはならないものとしております。

(c) 優先引受けに関する合意

ZG社は、払込期日以降、当社が株式等の発行（但し、(i)当該新株予約権が全て行使された場合に交付される普通株式の数が当社の発行済株式総数の20%を超えることとなる新株予約権の発行、(ii)当社の発行済普通株式についての株式併合又は株式分割は除きます。）をする場合、当該株式等の発行時における持株比率（当該株式等の発行時において、ZG社が保有する当社の普通株式が当社の発行済株式総数に占める割合を意味します。）に応じて、当該発行される株式等を優先的に引き受けることができるものとされております。

(2) 合意の目的

① (a) は、本資本業務提携の趣旨に沿い、当社とZG社との戦略的協働を取締役会の監督・助言機能に適切に反映させること、サドラー氏の知見を当社取締役会に活用し、資本業務提携の実行力と企業価値向上を図るガバナンス体制を構築することを目的としております。また、① (b) は、本払込期日後2年間を経過する日の属する事業年度の定時株主総会終結時までの期間において、本資本業務提携の目的を達成するために、当社のコーポレート・ガバナンスの安定運営を確保し、当社の事業運営に必要な株主総会議案の適時適切な成立を確保するためすることを目的としております。

② (a) (b) (c) は、ZG社による本株式の中長期的な保有を担保し、本資本業務提携の安定性を維持することで、当社の企業価値向上を図ることを目的としております。

(3) ①（企業・株主間のガバナンスに関する合意）のガバナンスへの影響

① (a) は、当社の意思決定プロセスや業務執行体制に対する実質的な変更を伴うものではなく、既存のガバナンス体制の枠組みの中で適切に運用されるものであることから、ガバナンスへの影響は軽微であると判断しております。

① (b) は、当社のコーポレート・ガバナンスの安定運営を確保するものであり、ZG社

による恒常的な経営支配の取得を目的とするものではないこと、本払込期日後2年間を経過する日の属する事業年度の定時株主総会終結時までの期間に限定されることから、ガバナンスへの影響は軽微であると判断しております。

II. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年7月13日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 871,033株(※1)
(3) 発行価額	2026年6月19日から2026年6月25日までの5営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)の平均値(1円未満切り上げ)といたします。 但し、当該平均値が2026年6月22日の終値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ。以下「最低発行価額」といいます。)を下回る場合には、最低発行価額を発行価額といたします。(※1)
(4) 調達資金の額	金300,000千円(差引手取概算額298,000千円) 上記は本日現在における見込額であり、上記(3)の発行価額に発行新株式を乗じた金額といたします。
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当による新株発行の方法により、ZG社に全株式を割り当てます。
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※1 発行価額と発行新株式数について

当社は、既存株主の利益に配慮する観点から、本第三者割当増資の公表に伴う株価への影響を織り込むとともに、上記の観点及び当社の資本政策の観点から、一定割合以上の希薄化を回避するため、本件発行価額を以下の①～③によって定めることといたしました(これらの詳細は後記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。)。このため、本件発行価額は、本日現在では確定されず、2026年6月25日における終値が確定したとき(以下「条件決定時点」といいます。)に確定されることとなります。

- ①原則として、本第三者割当増資を当社取締役会で決議した日である2026年6月23日(以下「発行決議日」といいます。)及び前後2営業日(2026年6月19日、22日、24日、25日)の終値の平均値(1円未満切り上げ)といたします。
- ②①により算定された価額が、本発行決議日の直前取引日(2026年6月22日)における終値の90%を乗じた価額(1円未満切り上げ)を下回る場合には、本件発行価額は最低発行価額といたします。
- ③本件発行価額が230円を下回る場合、当社はZG社との間で本第三者割当増資の実行について協議し、当該協議の結果、本第三者割当増資により当社が調達する資金が低く、本資本業務提携の目的を達成することが困難であると当社が判断した場合には、本第三者割当増資を中止し、本資本業務提携を終了いたします。

なお、本第三者割当増資による払込金額が200,000,000円を下回る場合には、調達する資金の使途（詳細は、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。）を十分に達成することができない可能性がございます。言い換えると、最低発行価額が、200,000,000円を本株式の上限数（871,033株）で除した金額である230円（1円未満切り上げ）を下回ることとなった場合には、本第三者割当増資の目的を達成できない可能性がございます。この場合、当社は、本第三者割当増資における調達金額を踏まえ、本資本業務提携の遂行につきZG社との間で合意形成を行うべく、ZG社と協議を行うこととし、当該協議の結果、本資本業務提携の目的を達成することが困難であると当社が判断した場合には、本第三者割当増資を中止し、本資本業務提携を終了させる想定です。

また、当社の資本政策の観点及び既存株主の不利益回避の観点から、本第三者割当増資による希薄化率（本第三者割当増資後において、ZG社の議決権数が総議決権数に占める割合を意味します。以下同じです。）が10%を超えないようにすることを企図しており、具体的には本株式の上限数を871,033株に設定しております。この観点から、発行新株式数は、以下の（a）（b）の方法により決定いたします。このため、発行新株式数は、本日現在では確定されず、条件決定時に確定されることとなりますので、上記（2）では上限数を記載しております。

(a) 本件発行価額が345円以上である場合（注：300,000,000円を871,033株で除し、小数点第一位以下を切り上げた金額です。）、本第三者割当増資による調達予定価額である300,000,000円を本件発行価額で除して算定された発行数（小数点第一位以下を切り捨てます。）を本株式の発行数といたします。

(b) 本件発行価額が344円以下である場合、871,033株を本株式の発行数といたします。

2. 募集の目的及び理由

本第三者割当増資は、「I. 本資本業務提携の概要 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	300,000千円
② 発行諸費用の概算額	2,000千円
（差引手取概算額）	298,000千円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当増資に係る発行諸費用の概算額は、割当先調査費用、有価証券届出書作成支援費用、弁護士費用及び登記費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 298,000 千円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ア. 「ファンタジースポーツ」のプロモーション費用	89～129	2026年7月～2027年12月
イ. マルチスポーツ展開に向けたアプリケーションの開発及び機能拡張資金	109～169	2026年7月～2027年12月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理する予定です。
2. 支出予定時期は、本第三者割当増資の払込みが2026年7月13日に実行されることを前提としております。
3. 資金使途、金額又は支出予定時期について変更があった場合には、その内容を速やかに開示・公表いたします。
4. 金額については、百万円未満の端数を切り上げて表記しています。以下「(2) 調達する資金の具体的な使途」において同じです。当社は、既存株主の利益への配慮及び当社の資本政策の観点から、一定割合以上の希薄化を回避するため、本株式の上限を設けております。もっとも、手取金の使途を遂行できる必要な金額は200,000,000円と考えており、これに満たない場合は、手取金の使途を十分に達成することができない可能性があるため、当社は、本第三者割当増資における調達金額を踏まえ、本資本業務提携の遂行につきZG社との間で合意形成を行うべく、ZG社と協議を行うこととし、当該協議の結果、本資本業務提携の目的を達成することが困難であると当社が判断した場合には、本第三者割当増資を中止し、本資本業務提携を終了させる想定です。

ア. 「ファンタジースポーツ」のプロモーション費用 89～129 百万円

当社は、前記「I. 本資本業務提携の概要」「1. 本資本業務提携の目的及び理由」のとおり、スポーツコンテンツ領域を次なる成長の柱と位置づけ、デジタル技術を活用した新たなファンエンゲージメントの創出に注力しており、特に「ファンタジースポーツ」事業を中心に展開してまいりましたが、「ファンタジースポーツ」の新規ユーザー獲得のためには、ユーザーの認知度向上が必要と考えております。

かかる認知度向上のためにはプロモーション（広告宣伝）が必要となるため、上記手取金の一部をプロモーション費用に充当することを検討しております。具体的には、①国内プロスポーツにおける広範なファン層をターゲットとしたデジタルマーケティング、② SNS プロモーション、及び③スタジアム連動施策を機動的に展開することを予定しており、これらによって「ファンタジースポーツ」への新規流入ユーザーの確保と継続的なアクテ

ィブ率の向上、それに伴うプラットフォーム内流通（二次流通・マーケットプレイス）の活性化を図ることを企図しております。

イ. マルチスポーツ展開に向けたアプリケーションの開発及び機能拡張資金 109～169 百万円

当社グループが推進するスポーツコンテンツ事業において、複数の競技への迅速な展開とサービス品質の向上を実現するため、共通アプリケーション基盤の開発及び機能拡張に充ちたいします。具体的な開発項目は以下のとおりです。

① 各スポーツへの横展開を可能にする「アプリケーションエンジン」の開発

今後の更なるスポーツコンテンツ事業の拡大のため、他の競技をテーマとした「ファンタジースポーツ」のアプリケーションを展開することも検討しており、これを迅速かつ低コストで立ち上げるための共通エンジンを開発いたします。これにより、競技ごとの個別開発範囲を最小化し、複数のスポーツアプリケーションを効率的に運用・展開できる体制を構築いたします。

② マルチデバイス対応及びネイティブアプリケーションの拡充

ユーザーとの接点を強化するため、現行のWebブラウザ版に加え、iOS及びAndroidのネイティブアプリケーション開発を推進します。プッシュ通知機能による継続率の向上や、スマートフォン固有の操作性を活かしたインターフェースの改善により、アクセシビリティの高度化を図ります。

③ リアルタイムデータ連携によるアプリ体験の高度化

国内外のスポーツデータプロバイダーとのAPI連携を強化し、現実の試合スタッツ（成績）を即座にアプリ内のポイントへ反映させる仕組みを構築いたします。これにより、試合観戦と連動したダイナミックなファンタジースポーツ体験を各競技アプリにおいて提供いたします。

④ デジタルとリアルを融合させたアプリケーション機能の実装

アプリ上のデジタル資産を実物カードとして出力できる「プリントサービス」や、スタジアムでの特典享受を可能にする「スタジアム連動型機能」を実装します。デジタルとリアルの体験を融合させることで、ユーザーのエンゲージメント強化と収益機会の多様化を目指します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に用いることにより、当社グループの売上増加や収益率の向上につながり、当社の企業価値の向上が期待され、ひいては既存株主の利益に資するものであるため、当該資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資により発行する本株式の払込金額につきましては、ZG社との協議により、以下の①～③の方法により決定することといたしました。

- ①原則として、本発行決議日（2026年6月23日）及び前後2営業日（2026年6月19日、22日、24日、25日）における終値の平均値（1円未満切り上げ）とする。
- ②①により算定された価額が、本発行決議日の直前取引日（2026年6月22日）における終値の90%を乗じた価額（1円未満切り上げ）を下回る場合には、最低発行価額とする。
- ③本発行価額が230円を下回る場合、当社はZG社との間で本第三者割当増資の実行について協議し、当該協議の結果、本第三者割当増資により当社が調達する資金が低く、本資本業務提携の目的を達成することが困難であると当社が判断した場合には、本第三者割当増資を中止し、本資本業務提携を終了させる。

当社が、本株式の払込金額について、上記①～③の算定方法を採用することとした理由は、以下のとおりとなります。

- ・本第三者割当増資の公表に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得ます。
- ・当社としては、仮に本第三者割当増資の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、既存株主の利益にも配慮した公正な発行条件の決定という観点及び恣意性を排除するため、本発行決議日以降の株価を本株式の発行価額に反映させる必要があるものと考えております。
- ・そこで、当社は、上記①のとおり、原則として、本発行決議日（2026年6月23日）及び前後2営業日（2026年6月19日、22日、24日、25日）における終値の平均値（1円未満切り上げ）を、本株式1株当たりの発行価額とすることといたしました。
- ・他方で、仮に本決算発表を踏まえた株価の下落が生じる場合、上記①の算定方法に基づけば、本発行決議日以降の下落が本株式の発行価額に反映されることとなります。この結果、本株式1株当たりの発行価額が最低発行価額を下回る場合には、払込金額を原則として取締役会決議の直前取引日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に抵触し、割当予定先にとって有利な発行価額となる可能性があります。
- ・そこで、当社としては、原則として、本株式1株あたりの発行価額を上記①の算定方法により決定することとしつつ、例外的に、上記②のとおり、上記①により算定された価

額が最低発行価額を下回る場合、最低発行価額を本株式1株当たりの発行価額とすることといたしました。

- ・また、本第三者割当増資による払込金額が200,000,000円を下回る場合には、調達する資金の用途を十分に達成することができない可能性がございます。言い換えると、最低発行価額が、200,000,000円を本株式の上限数（871,033株）で除した金額である230円（1円未満切り上げ）を下回ることとなった場合には、本第三者割当増資の目的を達成できない可能性がございます。この場合、当社は、本第三者割当増資における調達金額を踏まえ、本資本業務提携の遂行につきZG社との間で合意形成を行うべく、ZG社と協議を行うこととし、当該協議の結果、本資本業務提携の目的を達成することが困難であると当社が判断した場合には、本第三者割当増資を中止し、本資本業務提携を終了させる想定です。

以上のことから、当社は、本第三者割当増資に係る払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本第三者割当増資に係る払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本第三者割当増資につき決議いたしました。また、当社の取締役会に参加した監査等委員である取締役3名も、本第三者割当増資に係る払込金額は、既存株主の利益にも配慮した公正な発行条件であるとともに、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資によりZG社に対して割り当てられる本株式の数は、(i)871,033株（議決権数：8,710個）、又は(ii)300,000,000円を本件発行価額で除した数（1株未満切り捨て）（議決権数：未確定）のいずれか少ない数であり、本第三者割当増資前（2025年12月31日現在）の当社の発行済株式総数8,710,334株（総議決権総数85,523個）に対する比率は10.00%（10.18%）となります。

しかしながら、上記「4. 資金用途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社としては、本第三者割当増資により調達した資金をプロモーション費用及びアプリケーション開発費等に充当することは、当社グループの売上増加や収益率の向上につながり、当社の企業価値の向上が期待され、ひいては既存株主の利益に資するものと考えております。

以上より、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

「I. 本資本業務提携の概要 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

(2) 割当予定先を選定した理由

「I. 本資本業務提携の概要 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、ZG社が、本第三者割当増資により取得する本株式を中長期的に保有する意向であることを、サドラー氏から口頭で確認しております。また、本資本業務提携契約において、本株式の譲渡に関し、「I. 本資本業務提携の概要 6. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的 ②株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意」記載の内容が定められる予定です。

また、当社は、本第三者割当増資について、ZG社が本払込期日から2年を経過するまでの間にその保有する当社株式を第三者に譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ZG社は、2026年6月4日付でシンガポールファンドであるNorthwaters Golden Growth VCC on behalf of Virtus Athletica Fund (以下「Virtus Athletica Fund」といいます。)との間で、Subscription Agreement (以下「本投資契約」といいます。)を締結しており、本投資契約に基づき、同月30日付で、Virtus Athletica Fund から3億円の出資を受けることが予定されております。当社は、本投資契約の写しを確認するとともに、Virtus Athletica Fund の預金口座において3億円以上の残高があることを当該銀行が発行した口座取引明細書において確認しており、これにより本株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、①ZG社、②ZG社の代表取締役・株主であるサドラー・ディーン・アンドリュース氏、③ZG社の出資者であるVirtus Athletica Fund、④Virtus Athletica Fundの主たる出資者であるHinterland Capital Pte. Ltd. (以下「Hinterland Capital」といいます。)、⑤Hinterland Capitalの取締役兼実質的支配者であるTan Wei Yang氏、⑥Virtus Athletica Fundの親ファンドであるNorthwaters Golden Growth VCCの経営株主であるYap Tien Wei氏及びSun Yu氏 (①～⑥を総称して、以下「調査対象者」といいます。)が反社会的勢力であるか否か及び調査対象者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否か

について、専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、調査対象者が反社会的勢力である又はZG社が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

その結果、当社は、ZG社を含む調査対象者は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

なお、当社は、東京証券取引所に対して、ZG社、その役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
上原 仁	1,242,770	14.53%	1,242,770	13.19%
株式会社Zero Gaming	-	-	871,033	9.24%
株式会社SBI証券	429,628	5.02%	429,628	4.56%
楽天証券株式会社	423,900	4.95%	423,900	4.50%
西村 裕二	234,600	2.74%	234,600	2.49%
株式会社セガ	219,800	2.57%	219,800	2.33%
笠原 健治	208,000	2.43%	208,000	2.21%
三菱UFJスマート証券株式会社	138,100	1.61%	138,100	1.47%
山下 良久	115,000	1.34%	115,000	1.22%
中辻 哲朗	105,000	1.22%	105,000	1.11%
計	3,116,798	36.41%	3,987,831	42.32%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年12月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本株式の発行数の上限である871,033株及び同株式に係る議決権数である8,710個を加味して算出したものであり、本株式の発行数によって変更される可能性があります。本株式の発行数が確定され次第、速やかに開示いたします。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が当社の連結業績に与える影響は軽微であります、今後公表すべき事項が生じた際には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手、及び、株主の意見確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
連結売上収益	8,717,982千円	8,846,312千円	7,478,296千円
連結営業利益	168,508千円	428,355千円	374,476千円
連結経常利益	125,360千円	375,037千円	308,091千円
親会社株主に帰属する当期純利益	143,278千円	245,634千円	228,133千円
1株当たり連結当期純利益	17.00円	29.10円	26.80円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	136.56円	164.98円	177.86円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（本日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,710,334株	100.0%
潜在株式数	0株	0.0%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始値	369円	284円	329円
高値	451円	528円	357円
安値	268円	208円	174円
終値	284円	329円	281円

最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月 (注)
始値	275円	285円	292円	284円	269円	250円
高値	312円	321円	307円	288円	283円	251円
安値	275円	268円	271円	264円	244円	225円
終値	283円	300円	276円	265円	245円	232円

(注) 2026年6月22日現在の値

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

払 込 期 日	2024年5月24日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 29,700株
自己株式の処分金額	1株につき335円
自己株式の処分金額の総額	9,949,500円
割 当 先	当社取締役2名(監査等委員である取締役を除きます。) 29,700株

②譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

払 込 期 日	2025年5月23日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000株
自己株式の処分金額	1株につき220円
自己株式の処分金額の総額	22,000,000円
割 当 先	当社取締役2名(監査等委員である取締役を除きます。) 100,000株

③譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

払 込 期 日	2026年5月22日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 120,000株
自己株式の処分金額	1株につき280円
自己株式の処分金額の総額	33,600,000円
割 当 先	当社取締役2名(監査等委員である取締役を除きます。) 120,000株

11. 発行要項

- (1) 発行株式の種類・数 「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 1. 募集の概要 ※1 発行価額と発行新株式数について (a) (b)」のとおり (※上限: 普通株式 871,033株)
- (2) 払込価額 「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 1. 募集の概要 ※1 発行価額と発行新株式数について ※1 発行価額と発行新株式数について ①~③」のとおり
- (3) 払込価額の総額 (1)に(2)を乗じた金額 (※上限: 300,000千円)
- (4) 増加する資本金及び 資本金 未確定 (※上限: 150,000千円)
資本準備金の額 資本準備金 未確定 (※上限: 150,000千円)
- (5) 払込期日 2026年7月13日
- (6) 募集の方法 第三者割当による新株発行
- (7) 割当予定先及び 株式会社 Zero Gaming
割当予定株式数 普通株式 (1)の数

(8) その他

前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

以 上